

「教育資金の一括贈与」非課税制度を活用しよう！

平成 25 年 4 月より、祖父母から孫等へ教育資金を一括贈与した場合の非課税制度が、創設されました。そもそも親などが子供のために必要の都度支出する教育資金は、贈与税はかかりません。今回の非課税制度は、祖父母にとっては非課税となる一括贈与で相続税対策を行なうと共に、教育資金という有意義な形でお金を孫に残せるメリットがあります。この制度の内容について、Q&Aで解説していきます。

Q 1 この制度の概要を教えてください。

A 1 祖父母などの直系尊属から、孫等へ教育資金を一括して贈与した場合に、孫等の 1 人あたりについて、1,500 万円まで贈与税を非課税とする制度です。この制度を利用するには、金融機関等で孫等の名義で口座を開設し、金融機関を通じて「教育資金非課税申告書」を税務署に提出する必要があります。なお、教育資金の非課税枠 1,500 万円の内、学校等以外の教育資金に 500 万円をあてることができます。制度の概要については、表 1 をご参照ください。

Q 2 この制度は、いつからいつまで使えるのですか？また、全部使い切れなかった場合はどうなりますか？

A 2 贈与をできる期間は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までとなっています。一括贈与とはなっていますが、この間であれば 1,500 万円まで複数回に分けて贈与をすることができます。また、教育資金として使用できるのは、受贈者が 30 歳になるまでです。30 歳になった段階で、その口座に残高がある場合は、その金額は贈与を受けたものとして贈与税が課されます。口座も 30 歳になった時点で閉鎖されることとなります。30 歳になるまで教育資金がどれ位かかるかを、よく考えて贈与をすることが肝要ですね。

Q 3 この制度の対象となる贈与をできるのは、祖父母から孫へだけですか？

A 3 贈与者は、直系尊属であれば構いません。したがって、曾祖父母や父母なども対象となります。贈与を受ける方は、30 歳未満であればいいので、生まれたばかりの子にも贈与することができます。ひ孫への贈与なども多くなるのではないのでしょうか。なお、直系尊属ということになりますので、養父母からの贈与も含まれます。また、配偶者の直系尊属からの贈与は含まれません（妻の父母、祖父母などからの贈与）。

Q 4 この制度でいう学校等とは、どこまでの範囲が含まれますか？

A 4 学校等にかかる教育資金は、1,500 万円まで非課税となりますが、学校等以外の教育資金は 1,500 万円の内 500 万円までしか非課税となりません。したがって、学校等にかかる教育資金か、それ以外の教育資金であるかは明確にわけておく必要があります。学校等

の範囲については、表2をご参照ください。

Q 5 学校等に対する教育資金は、どこまでのものが含まれますか？

A 5 学校等に対して支払われたことが、学校等からの領収書等により確認できる費用が対象となります。具体的には、入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、教育充実費、修学旅行・遠足費などがあげられます。なお、この場合、学校等が費用を徴収し、業者等に支払うものも含まれます。ただし、教科書代や学用品費、修学旅行費、学校給食費などであっても、業者等に直接支払いをする場合は1,500万円までの非課税枠の対象にはなりませんので、注意が必要です（この場合、学校が認めた費用については学校等以外の500万円の非課税枠に入ります）。

Q 6 学校等以外の500万円の教育資金には、どのようなものが含まれますか？

A 6 これには、塾や習い事など、学校等以外の者に支払われる費用が含まれます。具体的には、表3の教育活動にかかる指導の対価（月謝、謝礼、入会金など）として支払う費用や、施設使用料、使用する物品の購入費用などが該当します。ただし、物品の購入費用などは、その指導を行う者を通じて購入するもの（＝指導を行う者の名で領収書が出るもの）に限られます。したがって、個人で購入した場合（例：塾のテキストを一般書店で購入、野球のグローブを専門店で購入）は、対象となりませんのでご注意ください。

Q 7 教育資金を払い出す時は、どのような手続きが必要ですか？

A 7 教育資金を払い出す時は、金融機関の窓口に出払請求書と、教育資金にあてたことがわかる書類（学校等が発行する領収書等）を提出します。この場合、領収書等は支払日から1年以内のもので、かつコピーではなく原本が必要となります。領収書等の提出がない払出や、目的外の払出は課税対象となりますのでご注意ください。なお、一定の手続きにより、教育資金の請求書に基づき、振込みにより学校等へ支払うことも可能です。

平成25年4月29日

東京メトロポリタン税理士法人

税理士 北岡 修一

表 1 : 制度の概要

受贈者の年齢	30 歳未満
贈与者	直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母等）
非課税金額	受贈者 1 人につき 1,500 万円（学校等以外は 500 万円）
贈与方法	金融機関に孫等の名義で口座を作って入金
贈与できる期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日
払い出し時の確認	教育資金の支払いをしたことを証する書類を金融機関に提出
届出書	「教育資金非課税申告書」を金融機関を経由して税務署へ提出
終了時	①受贈者が 30 歳に達した場合：残額があれば贈与税を課税 ②受贈者が死亡した場合：贈与税は課さない

表 2 : 学校等の範囲

・学校教育法上の幼稚園、小・中学校、高等学校、大学（院）、専修学校、各種学校
・外国の教育施設 〔外国にあるもの〕 その国の学校教育制度に位置づけられている学校、日本人学校、私立在外教育施設 〔国内にあるもの〕 インターナショナルスクール（国際的な認証機関に認証されもの）、外国人学校（文部科学大臣が高校相当として指定したもの）、外国大学の日本校、国際連合大学
・認定こども園又は保育所 など

表 3 : 学校等の以外の教育活動

①学習（学習塾・家庭教師、そろばんなど）
②スポーツ（スイミングスクール、野球チームでの指導など）
③文化芸術活動（ピアノの個人指導、絵画教室、バレエ教室など）
④教養の向上のための活動（習字、茶道など）